

平成17年

あいちの工業

工業統計調査結果報告書

PDF版

はじめに・利用者のために・結果報告書

平成19年1月発行

編集・発行 愛知県県民生活部統計課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 / 電話(052)961-2111

統計資料の内容は、インターネットでもご利用になれます。
アドレス <http://www.pref.aichi.jp/toukei/>

は じ め に

平成 17 年の我が国の景気は、企業収益が改善され、設備投資が増加する中、年間を通して緩やかな回復を続けました。

「平成 17 年工業統計調査」は、このような経済状況の下で実施され、全国では、製造品出荷額等、付加価値額がともに 3 年連続して前年を上回りました。

一方、本県では、輸送機械、一般機械、電子部品などが好調であったことに支えられ、製造品出荷額等は 6 年連続、付加価値額も 2 年連続して前年を上回りました。この結果、本県は、製造品出荷額等では昭和 52 年以来 29 年連続、付加価値額では昭和 60 年以来 21 年連続で全国第 1 位となりました。

この報告書は、この「平成 17 年工業統計調査」の本県分について、業種別、従業者規模別、地域別などに分けて集計した結果を収録したものです。

本書を各種の行政施策、企業経営、学術研究等の資料として広く御活用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施に当たり、格別の御協力をいただいた事業所並びに市区町村を始め関係各位に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をいただきますようお願いいたします。

平成 19 年 1 月

愛知県県民生活部長 夏目 安孝

目 次

はじめに		
利用者のために	1
結果報告書		
調査結果の概要	9
1 事業所数	10
2 従業者数	17
3 製造品出荷額等	24
4 付加価値額	34
5 現金給与総額	40
6 原材料使用額等	42
7 在庫額 [製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料] (従業者30人以上の事業所) ..		43
8 有形固定資産投資額(従業者30人以上の事業所)	45
9 リース契約による契約額及び支払額(従業者30人以上の事業所)	47
10 工業用地 [敷地面積、建築面積、延べ建築面積] (従業者30人以上の事業所) ..		48
11 工業用水 [1日当たりの用水量] (従業者30人以上の事業所)	50
統 計 表		
第1表	産業中分類別工業統計総括表 55
第2表	産業中分類別累年比較結果表 62
第3表	産業細分類別結果表 66
第4表	地域別従業者規模別産業中分類別結果表 101
第5表	産業中分類別市区町村別結果表 107
第6表	従業者規模別市区町村別結果表 191
第7表	地域別市区町村別有形固定資産結果表 233
第8表	地域別市区町村別リース契約・工業用地結果表 238
第9表	地域別市区町村別工業用水結果表 243
第10表	品目別結果表 248
第11表	市区町村別結果一覧表 302
第12表	市区町村別結果一覧表(全事業所) 304
第13表	産業中分類別結果表(全事業所) 306
参考1	主要項目の年次推移 309
参考2	継続事業所別製造品出荷額等の前年比の分布 309
参考3	全国産業中分類別結果表 310
参考4	都道府県別結果一覧表 312
参考5	主要都府県の産業中分類別特化係数 314

利用者のために

調査の概要

1 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るために実施されるものです。

2 調査の法的根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第10号）として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されるものです。

3 調査の期日

平成17年12月31日現在を調査期日とし、一部項目については平成17年1月1日から12月31日までの1年間の実績を調査したものです。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。

なお、1981年（昭和56年）から、西暦末尾1、2、4、6、7、9年においては、従業者数が3人以下の事業所は、調査の対象から除外しています。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査したものです。（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除きます。）

6 調査の項目

巻末調査票様式参照。

7 調査の系統

経済産業省 - 県 - 市区町村 - （指導員） - 調査員 - 対象事業所

利用上の注意

この報告書は、従業者4人以上の事業所の統計表を基本としています。ただし、在庫額、有形固定資産投資額、リース契約による契約額及び支払額、工業用地、工業用水については、従業者30人以上の事業所を対象としています。

また、調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については集計から除外しました。

なお、この報告書の集計結果は、先に公表した平成17年工業統計調査結果速報及び経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

1 集計項目の説明

(1) 事業所数は、平成17年12月31日現在の数値です。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っている場所をいいます。

(2) 従業者数は、平成17年12月31日現在の常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者の合計です。常用労働者とは、次のいずれかの者をいいます。

- ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記ア、イに該当する者
- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (3) 製造品出荷額等は、平成17年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。
- ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含みます。）を平成17年中にその事業所から出荷した場合はいいです。
- また、次の場合も製造品出荷に含めます。
- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成17年中に返品されたものを除く）
- イ 製造品出荷額は、工場出荷価額によっています。
- ウ 加工賃収入額は、平成17年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃です。
- (4) 現金給与総額は、平成17年1年間に、常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計です。
- その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいです。
- (5) 原材料使用額等は、平成17年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額です。
- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいます。
- また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいます。
- イ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含んでいません。
- ウ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいです。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したもので、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。
- (7) 有形固定資産の額は、平成17年1年間における数字で、帳簿価額によっています。
- ア 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額で、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいです。
- イ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失、同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいです。
- (8) リース契約による契約額及び支払額
- ア リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則

として中途解約のできないものをいいます。

イ リース契約額（年間）とは、新規に契約したリースのうち、平成17年1月から12月までにリース物件が納入、設置され、検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額（リース料総額）をいい、消費税額を含みます。

ウ リース支払額（年間）とは、平成17年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含みます。したがって、これには、平成16年以前にリース契約した物件に対して当年支払われたリース料も含まれます。

(9) 工業用地

ア 敷地面積とは、平成17年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合、又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いています。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めています。

イ 建築面積とは、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積をいいます。なお、平成17年12月31日現在、建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含めていません。

ウ 延べ建築面積とは、事業所敷地内にある全建築物の各階の面積の合計をいいます。

(10) 工業用水

ア 水源別用水量

(ア) 公 共 水 道 都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

a 工 業 用 水 道 飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいいます。

b 上 水 道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいいます。

(イ) 井 戸 水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

(ウ) その他の淡水 上記のいずれにも属さない淡水であって、(I)回収水以外の水をいいます。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷又は旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいいます。

(I) 回 収 水 事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用する水をいいます。

(オ) 海 水 海又は河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水（塩素イオン濃度200PPM以上）をいいます。

イ 用途別用水量

(ア) ボ イ ラ 用 水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいいます。

(イ) 原 料 用 水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいいます。

(ウ) 製品処理用水・洗じょう用水 原料、半製品、製品などの浸漬、溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料、製品の洗じょう用に使用した水をいいます。

(I) 冷却用水・温調用水 工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用した水及び工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水をいいます。

(オ) そ の 他 上記(ア)～(I)以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいいます。

(11) 内国消費税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額のことです。

なお、消費税額は以下の算式により推計しています。

ア 従業者30人以上の事業所

有形固定資産、製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額、原材料及び燃料の在庫額並びに品目別製造品在庫額が

(ア) 消費税込みでの記入、もしくは消費税込み・抜きの明示がない事業所

$$\begin{aligned} \text{推計消費税額} &: \{ \text{製造品出荷額} \times (1 - \text{輸出比率}) + (\text{加工賃収入額} + \text{修理料収入額}) \\ &\quad - (\text{原材料使用額等} + \text{原材料及び燃料在庫額 (年末 - 年初)}) \\ &\quad - (\text{土地を除く有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定 (増 - 減)}) \} \\ &\div 1.05 \times 0.05 \end{aligned}$$

(イ) 消費税抜きでの記入の事業所

$$\begin{aligned} \text{推計消費税額} &: \{ \text{製造品出荷額} \times (1 - \text{輸出比率}) + (\text{加工賃収入額} + \text{修理料収入額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \} \div 1.05 \times 0.05 - \{ \text{原材料及び燃料在庫額} \\ &\quad (\text{年末 - 年初}) + \text{土地を除く有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定 (増 - 減)} \} \times 0.05 \end{aligned}$$

イ 従業者29人以下の事業所

$$\begin{aligned} \text{推計消費税額} &: \{ \text{製造品出荷額} \times (1 - \text{輸出比率}) + (\text{加工賃収入額} + \text{修理料収入額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \} \div 1.05 \times 0.05 \end{aligned}$$

2 集計の算式

(1) 1事業所当たりの製造品出荷額等 = (製造品出荷額等 - 内国消費税額) ÷ 事業所数

(2) 従業者1人当たりの製造品出荷額等 = (製造品出荷額等 - 内国消費税額) ÷ 従業者数

(3) 生産額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上の事業所} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ \quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ \text{従業者29人以下の事業所} = \text{製造品出荷額等} \end{array} \right.$

(4) 付加価値額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上の事業所} = \text{生産額} - (\text{原材料使用額等} + \text{減価償却額} + \text{内国消費税額}) \\ \text{従業者29人以下の事業所} = \text{生産額} - (\text{原材料使用額等} + \text{内国消費税額}) \end{array} \right.$

[粗付加価値額]

平成17年調査は内訳調査年(5年に1回)にあたり、従業者数10人~29人の事業所についても有形固定資産、在庫額を調査した。しかし、結果報告書及び統計表では、時系列の接続等を考慮し、従業者数29人以下の事業所の付加価値額については粗付加価値額とした。

(5) 1事業所当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 事業所数

(6) 従業者1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業者数

$$(7) \text{ 付加価値率} = \text{付加価値額} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \times 100$$

$$(8) \text{ 常用労働者1人当たりの現金給与総額} = \text{現金給与総額} \div \text{常用労働者数}$$

$$(9) \text{ 原材料率} = \text{原材料使用額等} \div (\text{生産額} - \text{内国消費税額}) \times 100$$

$$(10) \text{ 有形固定資産投資額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定年間増減額}$$

3 産業分類の表示

結果表は、日本標準産業分類の中分類別に表示していますが、その名称は次のように略称を用いています。

(略称)	(産業分類)
09 食料品	09 食料品製造業
10 飲料・飼料	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維	11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)
12 衣服	12 衣服・その他の繊維製品製造業
13 木材・木製品	13 木材・木製品製造業(家具を除く)
14 家具・装備品	14 家具・装備品製造業
15 パルプ・紙	15 パルプ・紙・紙加工品製造業
16 印刷	16 印刷・同関連業
17 化学	17 化学工業
18 石油・石炭	18 石油製品・石炭製品製造業
19 プラスチック	19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
20 ゴム製品	20 ゴム製品製造業
21 皮革製品	21 なめし革・同製品・毛皮製造業
22 窯業・土石	22 窯業・土石製品製造業
23 鉄鋼	23 鉄鋼業
24 非鉄金属	24 非鉄金属製造業
25 金属製品	25 金属製品製造業
26 一般機械	26 一般機械器具製造業
27 電気機械	27 電気機械器具製造業
28 情報通信機械	28 情報通信機械器具製造業
29 電子部品	29 電子部品・デバイス製造業
30 輸送機械	30 輸送用機械器具製造業
31 精密機械	31 精密機械器具製造業
32 その他	32 その他の製造業

産業分類項目19 - プラスチック製品製造業(別掲を除く)の別掲について

製造品名	細分類	製造品名	細分類
家具	1499	人形	3232
プラスチック版	1621	運動用具	3234
写真フィルム(乾板を含む)	1795	事務用品	3241 ~ 3249
履物・同付属品	2022	装身具、装飾品	3251
かばん	2161	ボタン	3253
袋物	2171	かつら	3255
ハンドバッグ	2172	漆器	3261
歯車(時計用、がん具用を除く)	2675	畳	3272
軸受(時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く)	2675	うちわ、扇子	3273
軸受(玉軸受、ころ軸受)	2694	ほうき、ブラシ	3274
抵抗器(配電制御用)	2713	傘・同部分品	3275
コンデンサ(通信機用を除く)	2719	喫煙用具	3277
通信機用抵抗器、コンデンサ	2914	魔法瓶	3278
眼鏡	3161	看板、標識機	3292
歯車(時計用)、軸受(時計用)	3171	パレット(運搬用)	3293
時計側	3172	モデル、模型	3294
楽器	3221 ~ 3229	工業用模型	3295
がん具、歯車(がん具用)、軸受(がん具用)	3231	レコード	3296

4 産業分類の決定方法

(1) 通常の方法

製造品及び賃加工品が単品の事業所については、工業統計調査に用いる商品分類表の製造品及び賃加工品番号(6桁)の上4桁をもって産業分類を決定します。

また、製造品及び賃加工品が複数の場合は、まず上2桁が同一のものごとに、製造品出荷額及び加工賃収入額の合計を算出し、その合計が最大の上2桁をもって中分類を決定します。次に、その中分類の中で上3桁別の合計を算出し、その合計が最大の上3桁を小分類として決定し、更にその小分類の中で上4桁別の合計を算出し、その合計が最大の上4桁を細分類として決定します。

(2) 特殊な方法

鉄鋼業などの一部の業種については、設備や製造工程などに着目して、通常の方法と異なる特別な格付方法が行われます。

5 地域区分

結果表にある地域、地区区分は、次のとおりです。

[尾張地域]

- 名古屋地区 名古屋市
- 海部地区 津島市、愛西市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町
- 尾張西部地区 一宮市、稲沢市
- 尾張中部地区 清須市、豊山町、師勝町、西春町、春日町
- 尾張北部地区 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
- 尾張東部地区 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町
- 知多地区 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

[西三河地域]

- 豊田加茂地区 豊田市、三好町
- 岡崎額田地区 岡崎市、幸田町、額田町
- 衣浦東部地区 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
- 西尾幡豆地区 西尾市、一色町、吉良町、幡豆町

[東三河地域]

- 新城北設楽地区 新城市、設楽町、東栄町、豊根村
- 宝飯地区 豊川市、蒲郡市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町
- 豊橋田原地区 豊橋市、田原市

平成18年1月以降に合併した岡崎市、豊川市、北名古屋市、弥富市については、調査時点の旧市町村で集計しています。



6 重化学工業と軽工業の区分

[重化学工業]		[軽工業]	
17 化学	28 情報通信機械	09 食料品	16 印刷
18 石油・石炭	29 電子部品	10 飲料・飼料	19 プラスチック
23 鉄鋼	30 輸送機械	11 繊維	20 ゴム製品
24 非鉄金属	31 精密機械	12 衣服	21 皮革製品
25 金属製品		13 木材・木製品	22 窯業・土石
26 一般機械		14 家具・装備品	32 その他
27 電気機械		15 パルプ・紙	

7 その他

- (1) 表及び図の数値の単位未満は四捨五入しました。従って、総数と内訳が一致しない場合があります。「0」、「0.0」とあるのは単位未満の数値です。
- (2) 集計に当たっては、日本標準産業分類を基本とする工業統計調査産業分類とこれに基づく工業統計調査商品分類によりました。

なお、本文中の業種とは、産業中分類を指し、また「 」を付した業種名は産業細分類を表わしています。
- (3) 日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年総務省告示第139号）が行われ、平成14年の調査から適用されていますが、平成13年以前の時系列の数値については、旧産業分類のまま掲載しています。また、平成14年の対前年比は、平成13年のデータを新産業分類に置き換え、計算したものです。

なお、主な改訂点は以下のとおりです。

 - ア 「もやし製造業」は『製造業』から『農業』へ、「新聞業」及び「出版業」は『製造業』から『情報通信業』へ移行し、本調査の対象外となりました。
 - イ 「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3つに分かれました。
 - ウ 「武器製造業」は、「その他の製造業」に移行しました。
- (4) 統計表等内で用いる符号は、次のとおりです。
 - ア 「X」=事業所数が2以下の場合、その集計数値を統計法に基づき秘匿したもの
なお、前後の関係から、秘匿数値が判明する場合には、事業所数が3以上の事業所に関する数値についても秘匿としました。
 - イ 「-」=該当の数値がないもの
 - ウ 「 」=負の値を示したもの
 - エ 時系列統計表中の「*一般機械」は、旧産業分類の武器を含みます。また、「*(数値)」は、一般機械に旧産業分類の武器を含む数値です。
- (5) 全国数値は経済産業省「平成17年工業統計速報」の数値です。

内容についての問い合わせ先

愛知県県民生活部統計課工業統計グループ

(〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

電話(052)961-2111 内線2350・2351(ダイヤルイン(052)954-6106)

* 愛知県の統計資料ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/toukei/>